

～最上町選挙管理委員会からのお知らせ～

令和8年9月6日(日)は

『最上町長選挙及び最上町議会議員補欠選挙』の投票日です。

今回の選挙が明るくきれいな選挙となるよう、

『寄附(金銭・物品)を贈らない! 求めない! 受け取らない!』の

『さんない運動』を徹底しましょう。



また、『禁止されている主な選挙運動』は下記のとおりです。

1. 戸別訪問

誰であっても、投票してもらうことを目的に、会社、住居などを戸別に訪問することはできません。また、戸別に演説会の告知や候補者氏名を言い歩く行為も戸別訪問とみなされ禁止されています。

2. 飲食物の提供

誰であっても、選挙運動に関して、人々に飲食物を提供することはできません。(湯茶及びこれに伴い通常用いられる茶菓子、選挙運動員に渡す弁当は一定の基準で提供できます。)又、陣中見舞い等として、候補者にお酒を贈ることや、選挙運動員や労務者にお酒を提供することも禁止されています。

3. 署名運動

誰であっても、特定の候補者に投票するよう、また投票しないことを目的として、選挙人に対して署名を集めることはできません。

4. 氣勢を張る行為

誰であっても、選挙運動のため、自動車を連ねたり、隊列を組んで往来する等により、氣勢を張る行為をすることはできません。

5. 買収及び供応

当選を得る目的で、選挙人等に対し金銭や物品を与えたり、供応接待することは禁止されています。候補者はもちろん、選挙運動の責任者等が処罰された場合は、当選無効になることもあります。

6. 人気投票の公表

誰であっても、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

7. 回覧行為

選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画等を多数の者に回覧させることはできません。

8. 選挙後のあいさつ行為

選挙期日後に、当選又は落選に関するあいさつをする目的をもって戸別訪問したり、手紙等を差し出したり、当選祝賀等の集会を開催することはできません。